

新 EDINET の概要と XBRL データに関する監査人の留意事項

平成 26 年 4 月 15 日

日本公認会計士協会

目次

はじめに	1
1 . EDINET の状況.....	1
2 . 本研究報告の目的と構成	1
新 EDINET の概要	2
1 . 旧 EDINET からの変更点.....	2
2 . XBRL の対象となる開示書類の拡大	2
3 . XBRL の対象範囲を財務諸表本表から注記を含めた有価証券報告書等全体に 拡大	2
4 . インライン XBRL の採用.....	2
5 . ディメンションの採用.....	3
6 . 株主資本等変動計算書のレイアウト変更	4
7 . IFRS 適用会社及び米国会計基準適用会社の対応.....	4
8 . XBRL で作成される開示書類の適用時期	5
監査人の留意事項	5
1 . インライン XBRL の採用による有価証券報告書等の作成プロセスの変更.....	5
2 . 監査の対象となる財務諸表等.....	5
3 . 新 EDINET で提出する監査報告書と監査報告書の原本との一致の確認	6
4 . 新 EDINET で提出する財務諸表等と監査済財務諸表等との一致の確認	6
5 . 標準的な勘定科目及び開示項目の採用.....	9
6 . EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更.....	9
7 . XBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い.....	10
XBRL データ及び関連ガイドラインの法令上の取扱い.....	12
1 . EDINET を使用して電子開示手続が行われた場合の公衆縦覧	12
2 . EDINET を使用して行う電子開示手続の方法.....	12
3 . 公衆縦覧の方法	12
4 . 電子開示手続等ガイドラインの位置付け	13
XBRL データに対する留意事項	13

1 . XBRL データに誤りが発生するリスクとその対応.....	13
2 . 監査人による対応.....	14
3 . 誤りが発生する主なリスクとその誤りを発見又は回避する方法	14
おわりに	35
付録	36
付録 A 新 EDINET での検索・分析機能の拡充.....	36
付録 B XBRL の対象となる開示書類.....	37
付録 C 新 EDINET で提出される開示書類の適用時期.....	41
付録 D EDINET に関する関連法規	42
付録 E 用語集	48

はじめに

1. EDINET の状況

金融庁は、インターネット経由で有価証券報告書等の開示書類を電子的に提出し、公衆縦覧に供するための電子開示システムである EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を平成 13 年から稼働した。EDINET の稼働当時は、有価証券報告書等の開示書類を提出する会社（以下「提出会社」という。）は、HTML（HyperText Markup Language）により開示書類を作成していた。その後、平成 20 年 3 月 17 日から稼働した EDINET（以下、平成 13 年から稼働を開始した EDINET とあわせて「旧 EDINET」という。）では公衆縦覧に供されている情報の二次利用性を高めるために、XBRL（eXtensible Business Reporting Language）が採用されたが、XBRL の対象範囲は財務諸表本表のみに限られていた。これに対して、日本公認会計士協会は平成 20 年 5 月 20 日付けで「EDINET への XBRL 導入に伴う財務諸表作成プロセスの変更及び監査人の留意点について」を公表し、監査人に対する注意喚起を行った。

開示書類等の利用者の更なる利便性向上を目的として、平成 25 年 9 月 17 日から稼働した EDINET（以下「新 EDINET」という。）では、後述のように、XBRL の対象範囲が拡大し、財務諸表本表のみから注記を含む財務諸表全体が XBRL の対象となった。この XBRL の対象範囲の拡大には独立監査人の監査報告書（中間監査報告書及び四半期レビュー報告書を含む。以下同じ。）も含まれている。

2. 本研究報告の目的と構成

本研究報告では、監査人の実務の参考に資するため、新 EDINET の概要と XBRL データに関する監査人の留意事項について取りまとめを行った。また、XBRL データには新 EDINET で視認することができない XBRL 特有の情報（データ属性の設定や英語ラベルの表記など）が含まれていることから、XBRL データに対する留意事項についても取りまとめた。本研究報告の構成と記載内容は、次のとおりである。

なお、XBRL データ自体が監査の対象外であることは従前と変わらない。

（本研究報告の構成）	（記載内容）
本研究報告の目的と構成	-
新 EDINET の概要	旧 EDINET からの変更点
監査人の留意事項	EDINET の更新に伴う監査人の留意事項
XBRL データ及び関連ガイドラインの法令上の取扱い	金融商品取引法及びその関連ガイドラインでの XBRL データの位置付け
XBRL データに対する留意事項	監査の対象外である XBRL データについて、発生可能性のあるリスクとその対応
付録	参考情報

新 EDINET の概要

1 . 旧 EDINET からの変更点

金融庁は、開示書類等の利用者の利便性向上を目的として、平成 25 年 9 月 17 日に旧 EDINET を更新し、稼働した。新 EDINET では、大別して以下の点に変更された。

- (1) 検索・分析機能の拡充
- (2) XBRL の対象となる開示書類の拡大
- (3) XBRL の対象範囲を財務諸表本表から注記を含めた有価証券報告書等全体に拡大
- (4) インライン XBRL の採用
- (5) ディメンションの採用
- (6) 株主資本等変動計算書のレイアウト変更
- (7) IFRS 適用会社及び米国会計基準適用会社の対応

なお、(1) 検索・分析機能の拡充については、付録 A に記載している。

2 . XBRL の対象となる開示書類の拡大

旧 EDINET では、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書における財務諸表本表が XBRL の対象範囲であったが、新 EDINET では XBRL の対象となる開示書類が 62 様式に増え、内部統制報告書や臨時報告書も XBRL の対象範囲に含まれた。なお、XBRL の対象となる開示書類の範囲については、付録 B に記載している。

3 . XBRL の対象範囲を財務諸表本表から注記を含めた有価証券報告書等全体に拡大

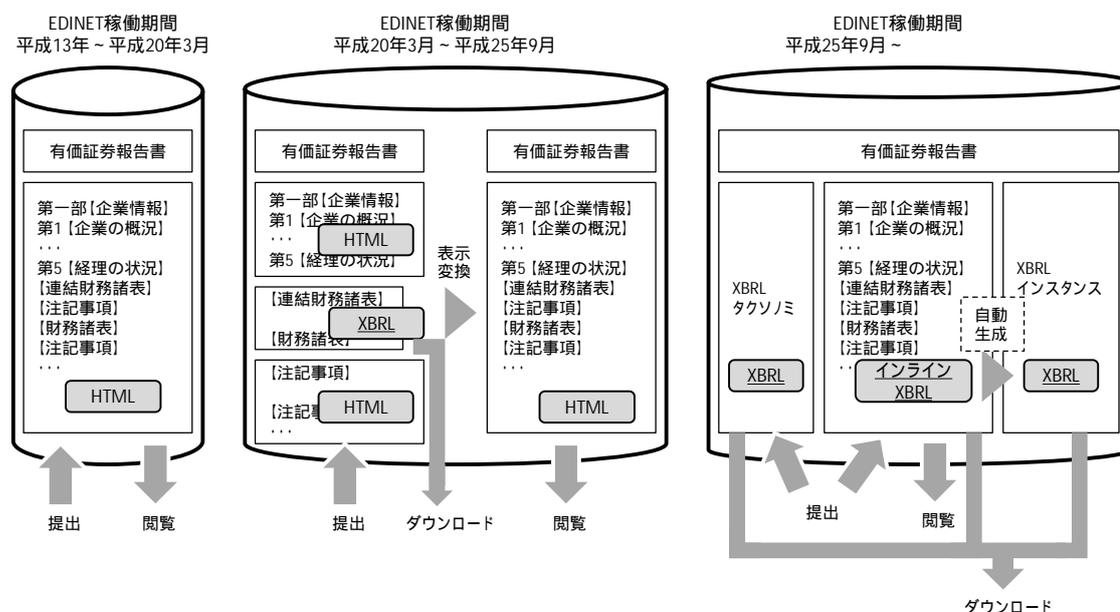
XBRL の対象範囲が財務諸表本表から注記を含めた有価証券報告書等全体に拡大された。すなわち、企業の概況の主要な経営指標等の推移（ハイライト情報）や大株主の状況などの経理の状況以外の部分も XBRL の対象範囲とされている。特にハイライト情報などの財務情報が記載されている部分が XBRL の対象範囲とされたことに留意が必要である。

4 . インライン XBRL の採用

提出会社は、旧 EDINET では財務諸表本表を XBRL、財務諸表本表以外を HTML で作成していたが、新 EDINET では、XBRL の技術仕様の一つであるインライン XBRL で有価証券報告書等を作成し、提出することとなった。インライン XBRL は、XBRL インスタンスのタグ付きデータを XHTML (Extensible HyperText Markup Language) ファイルに直接埋め込む仕様である。この仕様により作成されるインライン XBRL ファイルは、ウェブブラウザで表示できる。新 EDINET では、提出されたインライン XBRL ファイルから XBRL インスタンスのファイルが自動生成されるため、変換された XBRL インスタンスと XBRL タクソノミを利用した分析や加工ができるようになる。

【図表 - 1】は平成 13 年の稼働開始から EDINET に採用されたデータ形式の推移である。平成 20 年 3 月から稼働した旧 EDINET は、XBRL で提出された財務諸表本表を HTML に表示変換していたが、新 EDINET は提出されたインライン XBRL がそのまま閲覧されることを表している。

【図表 - 1】EDINET に採用されたデータ形式の推移



開示書類ごとの適用時期については付録Cを参照

5. ディメンションの採用

ディメンションは、縦軸（行）と横軸（列）の組合せを用いてインスタンス値を設定する手法で、例えば表計算ソフトウェアのセルを「A1」のように「1（行）」と「A（列）」で表すようなものである。

ディメンションは、株主資本等変動計算書、大株主の状況、セグメント情報等で採用されている。また、連結財務諸表と個別財務諸表の区分にもディメンションが採用されている。

なお、EDINET タクソノミで採用したディメンションの表のパターンや設定方法は、金融庁ウェブサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>）「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「EDINET タクソノミの概要説明 1-5 ディメンション」に記載されている。

6. 株主資本等変動計算書のレイアウト変更

旧 EDINET では、株主資本等変動計算書のインスタンス値を純資産項目ごとの変動要因別に要素定義していたため、平成 22 年 6 月改正の企業会計基準適用指針第 9 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」に記載されている「純資産の各項目を縦に並べる様式例」と同じ様式が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の様式第七号等として定められていた。新 EDINET では、表示の自由度の高いインライン XBRL に加えて、ディメンションを採用することにより、純資産の部の科目の当期首残高、当期末残高及び変動要因を「行」とし、純資産の構成内容（勘定科目）を「列」とする表形式での表示が可能となった。

これに伴い、金融庁は、前述の XBRL の表現形式に財務諸表等規則等に定める財務諸表（様式）の体裁等をそろえるため、財務諸表等規則等を改正し、株主資本等変動計算書等につき純資産の各項目を縦に並べる様式から横に並べる様式に変更した。様式変更後の株主資本等変動計算書については、平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから適用される。

7. IFRS 適用会社及び米国会計基準適用会社の対応

IFRS 適用会社では、IFRS 財務諸表（注記を含む。）に対して詳細タグ付けを行うか、IFRS 財務諸表全体に包括タグ付けを行うかについては提出会社の任意とされている。詳細タグ付けを行う場合には、IFRS 財団が公表している IFRS タクソノミを使用することとなる。IFRS タクソノミは、IFRS の年次改善と同様に毎年更新されている。IFRS 適用会社で IFRS 財務諸表に詳細タグ付けを行う企業は、金融庁が指定した年度の IFRS タクソノミを使用しなければならない。なお、IFRS 適用会社による IFRS 財務諸表に対する XBRL 適用方法の選択肢は、【図表 - 2】のとおりである。

【図表 - 2】IFRS 財務諸表に対する XBRL 適用方法

選択肢	XBRL 適用方法	
1	包括タグ付け（EDINET タクソノミを使用）	
2	詳細タグ付け（IFRS タクソノミを使用）	
2-	詳細タグ付けの範囲	財務諸表本表のみ詳細タグ付け
2-		財務諸表本表と注記の「事業セグメント」のみ
2-		財務諸表本表と注記の全て

米国会計基準適用会社は、EDINET タクソノミを使用して連結貸借対照表、連結損益計算書などの単位で包括タグ付けを行うことになる。

なお、IFRS 適用会社及び米国会計基準適用会社は、財務諸表部分の詳細タグ付け

以外は EDINET タクソノミを使って開示書類を作成しなければならない。

8. XBRL で作成される開示書類の適用時期

XBRL で作成された有価証券報告書については、平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから適用される。四半期報告書又は半期報告書については、平成 26 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に属する四半期又は半期に係るものから適用される。したがって、XBRL で作成される開示書類が新 EDINET で提出されるのは、まず有価証券報告書が対象となり、その後、四半期報告書又は半期報告書が順に対象となる。開示書類ごとの適用時期については、付録 C に記載している。

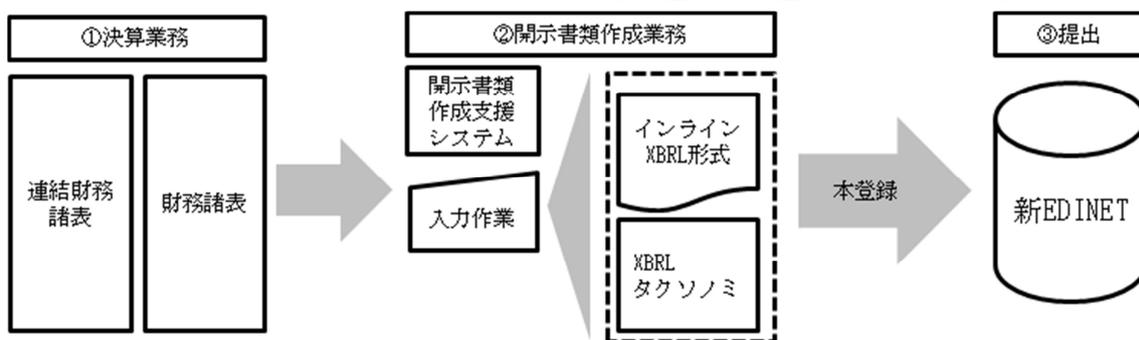
監査人の留意事項

1. インライン XBRL の採用による有価証券報告書等の作成プロセスの変更

旧 EDINET では、提出会社が、XBRL 形式の財務諸表本表を一旦、仮登録により HTML 形式に変換し、旧 EDINET の提出画面上で財務諸表本表の内容を確かめた後、提出していた（本登録）。新 EDINET ではインライン XBRL が採用されたことにより、データ形式を変更することなく新 EDINET の画面上で財務諸表（注記を含む。）等を確認した後、提出が可能となった（本登録）（【図表 - 1】参照）。

なお、提出会社の多くは、ディスクロージャー支援会社の開示書類作成支援システム（以下「開示書類作成支援システム」という。）を利用しているため、有価証券報告書等の作成プロセスの変更を意識することは少ないと思われる。

【図表 - 1】インライン XBRL の採用による有価証券報告書等の作成プロセス



2. 監査の対象となる財務諸表等

提出会社が監査人に提出する財務諸表等は、本登録前のいずれか（【図表 - 1】又は ）の時点におけるものと考えられる。

いずれの時点における財務諸表等であっても、提出会社が有価証券報告書等に含まれる財務諸表等として監査人に提出されたものであるため、監査の対象となる財務諸表等についてこれまでと特に取扱いが変更されるものではない。

また、監査終了後の財務諸表等及びそれに対する独立監査人の監査報告書を含む適正な有価証券報告書等を作成し、提出する責任は従来どおり提出会社にある。

3．新 EDINET で提出する監査報告書と監査報告書の原本との一致の確認

新 EDINET で提出する監査報告書は、監査報告書の原本に記載された事項を提出会社が電子化したものであり、インターネットを通じて広く閲覧されるため、監査報告書の原本との同一性が確保されていることが求められる。そのため、新 EDINET で提出する監査報告書と監査報告書の原本との記載事項が同一であることを提出の前後に監査人が確かめることが適当である。

なお、新 EDINET で提出した後の手続については、自主規制・業務本部 平成 26 年審理通達第 2 号「EDINET で提出する監査報告書及び財務諸表等に関する監査上の留意点」(平成 26 年 4 月 15 日)(以下「審理通達第 2 号」という。)を参照

(1) 新 EDINET で提出する前

提出会社は、開示書類作成支援システムによっては、編集権のない閲覧用 ID を発行することができる。監査人は、提出会社から閲覧用 ID の使用許可を得て、開示書類作成支援システムにアクセスし、電子化された監査報告書の記載事項を確かめることが適当である。

(2) 新 EDINET で提出した後

新 EDINET での監査報告書の提出は、有価証券報告書等と同時に提出会社が行う。監査人はこれまでと同様に新 EDINET で提出された監査報告書と監査報告書の原本との記載事項が同一であることを確かめることが適当である。

4．新 EDINET で提出する財務諸表等と監査済財務諸表等との一致の確認

審理通達第 2 号によれば、「監査人は、EDINET で提出する最終の有価証券報告書等と同一のものを紙媒体によって入手し、これにつづり込まれた監査報告書に署名・押印後、会社及び監査人双方が保管するなどして、監査人が監査の対象とした財務諸表等及び提出した監査報告書を確定する手続を実施することが必要である。」としている。

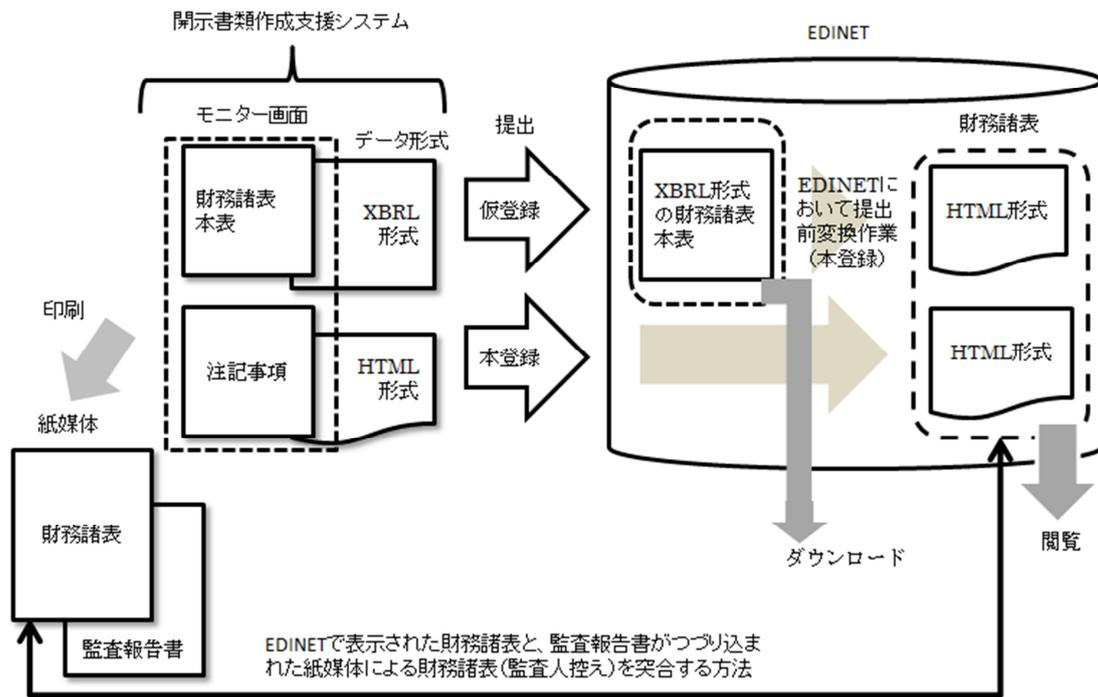
これは、監査の対象とした財務諸表等が、後日、提出会社等によって改変されることによって被るリスクを防止する手段を講ずる必要があったために行われてきたものである。

このリスクは新 EDINET においても変わるものではないが、どの時点の財務諸表等が監査人に提供され、監査の対象となったのかを特定することがより重要となる。旧 EDINET では XBRL 形式の財務諸表本表をウェブブラウザで表示するために HTML 形式へ EDINET において変換していたことから、監査人は、この HTML 形式の財務諸表等の内容が監査済財務諸表等と同一であることを確かめることが適当であるとしていた

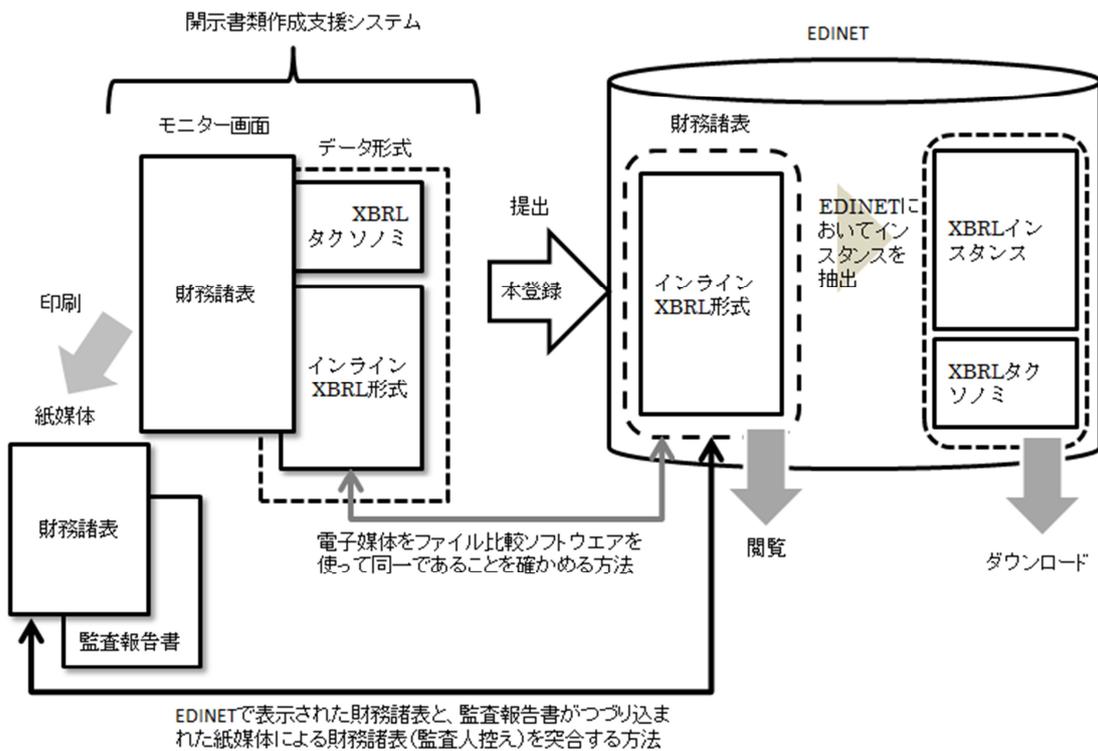
(【図表 - 2】参照)。一方、新 EDINET では提出会社がウェブブラウザで表示可能なインライン XBRL を作成し、そのまま提出することになる。これは XBRL 導入前の EDINET と同じ状況に戻ることになる。新 EDINET で提出する有価証券報告書等に含まれる財務諸表等と監査済財務諸表等との同一性を確保するのは提出会社であるが、インライン XBRL が導入されたことなどにより、開示書類の作成プロセスは複雑になっており、財務諸表等と監査済財務諸表等との差異が生ずるリスクが高まっている。そのため、監査人は従前と同様に提出会社による新 EDINET での提出後の財務諸表等が監査済財務諸表等と重要な点で同一であることを確かめることが望まれる。

なお、手続としては、従前と同様に新 EDINET で表示された財務諸表等と監査報告書がつづり込まれた紙媒体による財務諸表等(監査人控え)を突合する方法があるが、会社から紙媒体に印刷した監査の対象である財務諸表等の元となる電子媒体が提供された場合には、ファイル比較ソフトを使って新 EDINET で提出される前と提出された後の電子媒体の差異の有無を確かめる方法も考えられる(【図表 - 3】参照)。ファイル比較ソフトを使うことにより、目視では見落とす可能性のある差異を効率的に発見するメリットがあるが、会社から提出された紙媒体と電子媒体の財務諸表等が異なる可能性もあるため、必要に応じて両方の手続を組み合わせることで実施することが考えられる。

【図表 - 2】旧 EDINET における財務諸表の一致の確認



【図表 - 3】新 EDINET における財務諸表の一致の確認



5. 標準的な勘定科目及び開示項目の採用

金融庁の EDINET タクソノミでは、会計基準、財務諸表等規則等により定められている勘定科目と過去の事例から利用頻度の高い勘定科目とが EDINET タクソノミにあらかじめ登録されている。適切な勘定科目が EDINET タクソノミにあるにもかかわらず、会社が従来使用してきた名称（日本語及び英語）と相違することを理由に、同一の意味の勘定科目を新たに追加することは、XBRL データ利用者の利便性が損なわれることになる。

新 EDINET では、注記が XBRL の対象範囲に含まれることになったため、EDINET タクソノミに注記の標準的な開示項目が登録された。したがって、財務諸表本表に適用される EDINET タクソノミと同様に、注記についても会社が従来使用してきた名称（日本語及び英語）と相違することを理由に、EDINET タクソノミの標準的な開示項目を使わずに同一の意味の項目を新たに追加することは、XBRL データ利用者の利便性が損なわれることになる。

今後、提出会社には、開示書類の開示項目を EDINET タクソノミに用意された標準的な開示項目に合致させていくことが求められることになると考えられる。監査人は、改めて上記趣旨を十分踏まえた対応が望まれる。

なお、EDINET タクソノミの取扱いについては、金融庁ウェブサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>）「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 7 Q & A」に記載されている。

6. EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更

自主規制・業務本部 平成 26 年審理通達第 1 号「EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の変更及び XBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い」（平成 26 年 2 月 12 日）（以下「審理通達第 1 号」という。）において、EDINET で提出する監査報告書の欄外記載の文言が変更されている（【図表 - 4】参照。下線が変更箇所）。なお、当該変更については、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書についても同様の取扱いである。

【図表 - 4】欄外記載の変更の新旧対比

従前の記載例	見直し後の記載例
(注) 1. 上記は、 <u>監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。</u> 2. <u>財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。</u>	(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。 2. <u>XBRL データは監査の対象には含まれていません。</u>

この欄外記載の変更は、財務諸表全体が XBRL の対象となったことを契機として、XBRL データは監査の対象ではないことを明確にするために行ったものである。従前の記載の「財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。」については、XBRL データが財務諸表の範囲に含まれていないことを定義することにより、間接的に XBRL データが監査の対象ではないことを示していた。一方、XBRL は財務諸表を電子的に記録するためのデータ形式であり、EDINET で提出する有価証券報告書等に含まれる財務諸表は XBRL で作成することが義務付けられている。しかし、従前の記載の文言では、財務諸表の範囲に貸借対照表、損益計算書等と並んで XBRL データが位置付けられているような誤解を生じさせるおそれがあった。そこで、監査においては XBRL データを対象とした手続は行われていないことを直接的に明示するため、監査人は、監査報告書の欄外記載において XBRL データについては監査の対象には含まれていない旨を記載するよう会社へ依頼することが適当であるとした。

なお、従前は、IFRS 適用会社（連結財務諸表を XBRL で任意提出している会社を除く。）及び米国会計基準適用会社については、連結財務諸表を XBRL で提出していなかったため、監査報告書の欄外には、「連結財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。」という記載を行っていなかった。しかし、本研究報告「新 EDINET の概要 7 . IFRS 適用会社及び米国会計基準適用会社の対応」に記載のとおり、IFRS 適用会社及び米国会計基準適用会社も連結財務諸表を XBRL で作成することになったため、監査報告書の欄外に「XBRL データは監査の対象には含まれていません。」の記載が追加されることになる。

この監査報告書の欄外記載は、有価証券報告書等のインライン XBRL 形式での提出に合わせて次の(1)及び(2)に示す時期から変更となる。

- (1) 平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する連結会計年度又は事業年度に係るものから記載する。
- (2) 平成 26 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に属する中間（連結）会計期間又は四半期（連結）会計期間に係るものから記載する。

7 . XBRL データが訂正された場合の監査上の取扱い

審理通達第 1 号において、XBRL データが訂正された場合の監査上の取扱いが示されている。平成 20 年 4 月に EDINET に XBRL が導入された時には、XBRL データは財務諸表本表部分に限定されていたが、XBRL データのうち EDINET で表示されない内容について誤りがあった場合には、訂正報告書ではなく、「XBRL の修正」として修正後の XBRL データとともに提出することとしていた。しかし、平成 25 年 8 月に公表された EDINET 概要書では、インライン XBRL で作成された提出書類の訂正報告時には、訂正報告書とともに、訂正後の XBRL 形式書類を構成するファイル一式（提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル）を再提出することになった。

モニター画面で視認することができない XBRL 特有のデータ属性や英語表記などに誤りがあった場合も同様に訂正報告書の提出が必要となるときがある。(【図表 - 5】参照)

しかしながら、監査の対象となった財務諸表自体を訂正する必要がないときは、XBRL データは監査の対象に含まれていないため、当該誤りを原因として提出される訂正報告書等については、その内容に対して監査を実施する必要がないことは従前と変わらない。財務諸表自体を訂正する必要のない XBRL データの誤りとしては、本研究報告の「 XBRL データに対する留意事項」で取り上げている XBRL データの誤りなどが例として挙げられる。

なお、訂正報告書の法的根拠については、付録 D を参照

【図表 - 5】XBRL データに修正があった場合の訂正報告書の取扱いの新旧対比

提出書類	旧 EDINET での取扱い	新 EDINET での取扱い
訂正報告書	EDINET で表示される内容の修正の場合に提出	XBRL データに修正があった場合に提出
XBRL の修正	EDINET で表示されない内容の修正の場合に提出	廃止
修正後の XBRL データ	添付が必要	添付が必要
参考	1	2

1 (旧) EDINET 概要書「4-2 XBRL の訂正」

(以下抜粋)

4-2 XBRL の訂正

EDINET に提出した XBRL 形式のデータについて、修正又は訂正する必要がある場合には、以下のように書類の提出を行います。

〔XBRL 形式で作成したもののうち、公衆の縦覧に供されている内容を訂正する場合〕

HTML 形式で訂正届出書又は訂正報告書等を作成し、当該訂正後の XBRL 形式のデータを併せて提出します。

〔XBRL 形式で作成したもののうち、公衆の縦覧に供されていない内容を修正する場合〕

提出書類の表紙及び公衆の縦覧に供されていない内容を修正する旨を記載した HTML ファイルを作成し、修正後の XBRL 形式のデータを併せて提出します。

(以下略)

2 EDINET 概要書「4-2 XBRL の訂正」

出典:金融庁ウェブサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKWOEZ0015.html>)

(以下抜粋)

4-2 XBRL の訂正

EDINET に提出した XBRL 形式のデータについて、訂正する必要がある場合には、次のように書類の提出をします。

〔提出書類全体がインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時〕

訂正報告書とともに、訂正後の XBRL 形式書類を構成するファイル一式(提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル)を再提出します。

〔財務諸表本表のみインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時〕

財務諸表本表又はその XBRL に訂正がある場合のみ、インライン XBRL の再提出が必要です。

(以下略)

XBRL データ及び関連ガイドラインの法令上の取扱い

1. EDINET を使用して電子開示手続が行われた場合の公衆縦覧

金融商品取引法第 27 条の 30 の 7 第 1 項において、EDINET を使用して電子開示手続が行われた場合の公衆縦覧について規定している。すなわち、EDINET で有価証券報告書等を提出した場合には、その有価証券報告書等についてファイルに記録されている事項を公衆の縦覧に供するものとしている(付録 D の下線箇所参照)。

2. EDINET を使用して行う電子開示手続の方法

金融商品取引法施行令第 14 条の 10 第 1 項において、EDINET を使用して電子開示手続を行う者は、電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならないとしている。ここで、入出力装置の技術的基準については、金融庁告示第 46 号「金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件」(平成 25 年 8 月 20 日)において、インライン XBRL を含む XBRL 形式により作成する電子的記録をオンラインで電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる機能を備えたものとしている。したがって、ファイルへの記録は、XBRL 形式で行われることになる。(付録 D の下線箇所及び 参照)

3. 公衆縦覧の方法

金融商品取引法施行令第 14 条の 12 では、公衆縦覧の方法について規定しており、

財務局及び福岡財務支局にあるモニター画面に表示して公衆の縦覧に供するとしている。したがって、インターネットを通じた EDINET による閲覧は「公衆の縦覧」ではなく、行政サービスの一環としての情報公開として位置付けられている（付録 D 参照）。

4．電子開示手続等ガイドラインの位置付け

「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（金融庁総務企画局。平成 25 年 8 月 20 日最終改正）では、電子開示手続等ガイドラインは、電子開示手続を EDINET を使用して行う場合の留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものであり、電子開示手続に関する一般的な留意事項については、それぞれの手続に関するガイドラインを参照するものとしている。この中で、操作説明書として以下のガイドラインが挙げられている（付録 D 参照）。

- ・ EDINET 概要書
- ・ 書類提出操作ガイド 各種
- ・ 提出書類ファイル仕様書
- ・ 提出者別タクソノミ作成ガイドライン
- ・ 報告書インスタンス作成ガイドライン
- ・ 報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン
- ・ バリデーションガイドライン

XBRL データに対する留意事項

1．XBRL データに誤りが発生するリスクとその対応

EDINET で提出される XBRL データについては、以前から、XBRL の技術仕様や XBRL 関連ガイドラインに準拠していない誤りが発見されている。新 EDINET においてもこれらの誤りが発生するリスクがあり、また、インライン XBRL などの新しく導入された技術仕様に起因する XBRL データの作成誤りも発生するリスクがある。本章では、提出会社が開示書類作成支援システムを使用して開示書類を作成する場合に想定される XBRL データの誤りが発生するリスクと、現時点においてそれを発見し、回避する方法について検討している。【図表 - 1】では XBRL データに誤りが発生する主なリスクの一覧表を掲げており、具体的な内容については「3．誤りが発生する主なリスクとその誤りを発見又は回避する方法」において記載している。

なお、開示書類作成支援システムについては、随時、バージョンアップされている。そのため、提出会社は、XBRL データの誤りを発見又は回避する方法について最新のバージョンでの対応を確認することになる。

【図表 - 1】XBRL データに誤りが発生する主なリスク一覧表

番号	リスクの内容
	拡張タグにおいて英語ラベルの設定を誤るリスク
	インライン XBRL に設定するタグを誤るリスク
	XBRL タクソノミの表示リンクで誤った order 属性が設定されるリスク
	XBRL インスタンスで誤ったピリオド属性が設定されるリスク
	インライン XBRL における scale 属性を誤るリスク
	インライン XBRL における sign 属性を誤るリスク
	タグの網羅性に関するリスク
	タグの削除漏れのリスク
	監査報告書タグの妥当性に関するリスク
	標準タグを選択すべき箇所では不必要な拡張タグを作成するリスク
	インライン XBRL の表記と XBRL タグの表示ラベルが不一致となるリスク
	標準タグの英語ラベルを不適切に上書きするリスク

2. 監査人による対応

有価証券報告書等は、開示書類作成支援システムへのデータの入力により XBRL データとして出力される。これは財務諸表監査の実施と同じ時期になるため、前述の XBRL データの誤りが発生するリスクを軽減するための手続を提出会社から独立した第三者が実施する場合には、監査人が実施することが現実的であると考えられる。

当該手続については監査手続に含まれないため、合意された手続として実施することが想定されるが、その場合には、IT委員会実務指針第5号「ITに係る保証業務等の実務指針（一般指針）」及びIT委員会研究報告第41号「XBRL データに対する合意された手続」に従うことが適当である。

3. 誤りが発生する主なリスクとその誤りを発見又は回避する方法

拡張タグにおいて英語ラベルの設定を誤るリスク

XBRL タクソノミは、ラベルリンクにおいて複数の言語で表示用のタグのラベル（名称）を設定することができる。金融庁ウェブサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKWOEZ0015.html>）「報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン」によれば、提出会社が追加した拡張タグには日本語及び英語でタグの標準ラベル及び冗長ラベルを設定しなければならないが、一部の提出会社において誤った英語ラベル（英語標準ラベル及び英語冗長ラベル）が設定されている。英語標準ラベルの設定誤りについては、参考までに【図表 - 2】において、実際の事例の一部を記載している。

なお、英語標準ラベルと同様に英語冗長ラベルにも設定誤りがあるケースがある。

【図表 - 2】英語標準ラベルの設定誤り

会社名	決算期	業種	日本語標準ラベル	英語標準ラベル	誤りの内容
A社	2012年 3月	ガス業	期日前返済精算金	abb	無意味なアルファベットが設定されている。
B社	2012年 12月	その他サービス業	社債保証料	jpfr-t-cte_BondGuarantee	要素 ID が設定されている。
C社	2012年 12月	その他サービス業	預り金等精算益	azukarikinntouseisanneki	ローマ字が設定されている。
D社	2012年 9月	精密機械器具製造業	事業構造改善引当金戻入額	ReversalOfProvisionForBusinessStructuralImprovement	要素名が設定されている。
E社	2012年 3月	倉庫業	投資有価証券清算損益（は益）	LossGain on liquidation of investment securities	英語のスペルミスがある。

（誤りを発見又は回避する方法）

開示書類作成支援システムによっては、XBRL データの「拡張要素一覧」を得られる場合がある。「拡張要素一覧」には拡張タクソノミとして設定したタグの日本語ラベルと英語ラベルが並列表記されており、これらの整合性を確認することで、拡張タグの英語ラベルの誤りを発見することができる。

なお、前年度に提出した XBRL データの拡張タグに英語表現の誤りがあった場合には、当年度において英語標準ラベル及び英語冗長ラベルを変更することになる。英語冗長ラベルはタグの要素名を作成するベースとなるが、英語冗長ラベルを変更しても要素名は変更しない。英語冗長ラベルと要素名の不整合が許容されているのは、XBRL データの過年度比較を可能にするためである。

インライン XBRL に設定するタグを誤るリスク

インライン XBRL は、ブラウザで表示するための XHTML のタグに XBRL インスタンスのタグ付きデータを埋め込む技術仕様である。XBRL データはタクソノミとインスタンスで構成されるが、インライン XBRL にはインスタンスのデータしか含まれておらず、タクソノミを参照しない。そのため、インライン XBRL での表示とタクソノミに設定されているタグのラベル（表示名称）が一致しているかどうかを新 EDINET の画面で確認することはできない。したがって、インライン XBRL に設定するタグが誤ったタグであった場合には、XBRL データに誤りが生ずることになる。

下記【図表 - 3】は、新 EDINET の画面では「5 . 引当金の計上基準」と表示されている箇所に「外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準」のタグである " jpcrp_cor_AccountingPolicyForForeignCurrencyTranslationTextBlock " が誤って設定されている例であり、【図表 - 4】は当該箇所を新 EDINET で見た場合と XBRL データをツールで見た場合の相違を表している。

【図表 - 3】インライン XBRL に設定されている XBRL タグの誤り

新 EDINET（インライン XBRL）での表示	インライン XBRL に設定されている XBRL タグ	XBRL タクソノミのラベル
<p>5 . 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>	<p>jpcrp_cor_AccountingPolicyForForeignCurrencyTranslationTextBlock</p>	<p>外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>

【図表 - 4】新 EDINET で【図表 - 3】の設定を見た場合と XBRL ツールで見た場合の相違

新 EDINET で見た場合	XBRL データをダウンロードし、XBRL ツールで見た場合
<p><u>5 . 引当金の計上基準</u></p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>	<p><u>外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u></p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額を計上しております。</p>

(誤りを発見又は回避する方法)

開示書類作成支援システムによっては、「タグ付けチェックリスト」を得られる場合がある。「タグ付けチェックリスト」の目視によりインライン XBRL での表記と XBRL タクソノミのラベルを対比して両者の整合性を確認することができる。

XBRL タクソノミの表示リンクで誤った order 属性が設定されるリスク

前述のとおり、インライン XBRL はタクソノミを参照しないため、新 EDINET の表示項目の表示順序を視認しただけでは、タクソノミの表示リンクの order 属性の誤りを発見することはできない。【図表 - 5】は、その他利益剰余金の内訳科目である「特別償却準備金」と「別途積立金」について、インライン XBRL で設定した表示順序と XBRL タクソノミの表示順序が異なる例である。

【図表 - 5】 その他利益剰余金の内訳科目の表示順序の相違

新 EDINET の表示順序	金額 (百万円)	XBRL タクソノミの表示順序	金額 (インスタンス値)
純資産の部		純資産の部	
株主資本		株主資本	
資本金	100,000	資本金	100,000,000,000
資本剰余金		資本剰余金	
資本準備金	50,000	資本準備金	50,000,000,000
その他資本剰余金	2,000	その他資本剰余金	2,000,000,000
資本剰余金合計	52,000	資本剰余金合計	52,000,000,000
利益剰余金		利益剰余金	
利益準備金	25,000	利益準備金	25,000,000,000
その他利益剰余金		その他利益剰余金	
特別償却準備金	100	別途積立金	200,000,000,000
固定資産圧縮積立金	200	固定資産圧縮積立金	200,000,000
別途積立金	200,000	特別償却準備金	100,000,000
繰越利益剰余金	50,000	繰越利益剰余金	50,000,000,000
利益剰余金合計	275,300	利益剰余金合計	275,300,000,000
自己株式	5,000	自己株式	5,000,000,000
株主資本合計	422,300	株主資本合計	422,300,000,000
評価・換算差額等		評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	400,000	その他有価証券評価差額金	400,000,000,000
繰延ヘッジ損益	30	繰延ヘッジ損益	30,000,000
評価・換算差額等合計	399,970	評価・換算差額等合計	399,970,000,000
新株予約権	1,000	新株予約権	1,000,000,000
純資産合計	823,270	純資産合計	823,270,000,000
負債純資産合計	1,450,000	負債純資産合計	1,450,000,000,000

(誤りを発見又は回避する方法)

開示書類作成支援システムによっては、財務諸表本表における新 EDINET の表示順序と XBRL タクソノミの表示順序との表示順序が自動連携し、表示順序について不一致とならないよう配慮されている場合がある。しかし、表形式で表現されない詳細タグ(財務諸表の注記等)や包括タグ等については、表示順序について自動連携が行われない場合がある。

したがって、表示順序の整合性を確認するためには、インライン XBRL で作成され

た有価証券報告書等の全体の表示順序と XBRL タクソノミの表示順序を現状では目視により確認することになる。開示書類作成支援システムが両者の並列表記に対応していない場合には、【図表 - 5】のように XBRL タクソノミについては別途、XBRL ツールを使用して表示順序を確認することになる。

XBRL インスタンスで誤ったピリオド属性が設定されるリスク

新 EDINET で表示される会計年度（連結会計年度、事業年度、会計期間等）は、インライン XBRL において XHTML のテキストとして記載されるが、これは XBRL インスタンスのコンテキストに設定されるピリオド属性を参照していないため、新 EDINET で表示される会計年度を視認しただけでは、XBRL データの会計年度の設定であるピリオド属性に誤りが生じていた場合にはそれを発見することはできない。【図表 - 6】はインライン XBRL で設定されている前連結会計年度と当連結会計年度がそれぞれ平成 24 年度と平成 25 年度であるが、XBRL インスタンスのコンテキストでは前連結会計年度と当連結会計年度がそれぞれ平成 23 年度と平成 24 年度と誤って設定されている例である。

【図表 - 6】インライン XBRL で設定されている会計年度と XBRL データのピリオドの不一致
(新 EDINET での表示)

【連結包括利益計算書】		(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)	
少数株主損益調整前当期純利益	50,000	60,000	
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金	55,000	80,000	
繰延ヘッジ損益	50	200	
為替換算調整勘定	6,000	7,000	
持分法適用会社に対する持分相当額	400	200	
その他の包括利益合計	61,350	72,600	
包括利益	11,350	132,600	
(内訳)			
親会社株主に係る包括利益	15,000	130,000	
少数株主に係る包括利益	800	2,000	

(XBRL データ)

連結包括利益計算書		(インスタンス値)	
	コンテキスト		
startDate	2011-04-01	2012-04-01	
endDate	2012-03-31	2013-03-31	
少数株主損益調整前当期純利益	50,000,000,000	60,000,000,000	
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金	55,000,000,000	80,000,000,000	
繰延ヘッジ損益	50,000,000	200,000,000	
為替換算調整勘定	6,000,000,000	7,000,000,000	
持分法適用会社に対する持分相当額	400,000,000	200,000,000	
その他の包括利益合計	61,350,000,000	72,600,000,000	
包括利益	11,350,000,000	132,600,000,000	
(内訳)			
親会社株主に係る包括利益	15,000,000,000	130,000,000,000	
少数株主に係る包括利益	800,000,000	2,000,000,000	

(誤りを発見又は回避する方法)

複数年度の比較情報が記載されている財務諸表や有価証券報告書等のハイライト情報などにおいてこのような不一致が発生する可能性がある。これは、開示諸規則の記載様式又は実務慣行から求められる表記が多岐にわたるという理由により、開示書類作成支援システムにおいて、会計年度のインライン XBRL の表記を XBRL インスタンスのコンテキスト情報と自動連携させていない場合があるためである。この一致を確認するためには、現状では、開示書類作成支援システムから、会計年度の各列(セル)にひも付く XBRL データのコンテキスト情報を得て、目視により確認することになる。

インライン XBRL における scale 属性を誤るリスク

インライン XBRL では、数値データをタグ付けする場合には新 EDINET で表示される桁の数値のみを設定するが、XBRL インスタンスでは数値の全ての桁と decimals 属性が設定される。例えば、「800 百万円」をインライン XBRL で記述する場合には“800”に対してタグ付けされる。これを XBRL インスタンスで同じ値にするには、タグの値に“800,000,000”と decimals 属性に“-6”を設定することになる。decimals 属性の“-6”は、実データである“800,000,000”の一の位から数えて6桁より大きい数値である“800”と同じ信頼度の数値であることを意味している。

このように、インライン XBRL 内のタグを XBRL インスタンスのタグに正しく等価変換するための仕様として、scale 属性が定められている。scale 属性は、インライン XBRL 内に表記された数値データを、10 の n 乗倍することで XBRL インスタンスのタグの値とする、という指示を行うための仕様であり、上記の例では“800”という数値データに対して scale 属性を“6”(10 の 6 乗 = 1,000,000 倍)と設定する。scale 属性の設定に誤りがある場合(【図表 - 7】参照)、インライン XBRL から正しく変換されず、XBRL インスタンスでは誤った数値になるリスクがある。

【図表 - 7】資本金の scale 属性に誤りがある場合に交換されたインスタンス値

(新 EDINET での表示)		(インライン XBRL の設定)		(インライン XBRL から変換した XBRL インスタンス)	
科目	金額 (百万円)	scale 属性		XBRL タグ (タクソノミ)	変換された金額 (インスタンス値)
純資産の部				純資産の部	
株主資本				株主資本	
資本金	800	5	誤	資本金	80,000,000
資本剰余金				資本剰余金	
資本準備金	50	6	正	資本準備金	50,000,000
その他資本剰余金	2	6	正	その他資本剰余金	2,000,000
資本剰余金合計	852	6	正	資本剰余金合計	852,000,000

(解説) 新 EDINET での表示は“800”(単位：百万円)であるが、表示されないデータとして設定されている scale 属性を本来は「6桁を追加する」という意味の“6”と設定すべきところ、誤って“5”と設定したため、インスタンス値は“800”に「5桁」が追加され、“80,000,000”(単位：円)と変換された。

【図表 - 8】は主な数値の単位(金額、%、倍)ごとに誤った scale 属性の設定によって、どのような XBRL インスタンスの値となるのかを示している。

【図表 - 9】は【図表 - 8】の誤りを修正した scale 属性と decimals 属性の正しい組合せと、インスタンスの値を示している。

【図表 - 8】 scale 属性に誤りがある場合の XBRL インスタンスのデータ

項目	あるべき数値	インライン XBRL scale 属性	XBRL インスタンス decimals 属性
資本金	800 百万円	表記：800 scale 属性： <u>5</u>	データ： <u>80,000,000</u> decimals 属性：-6
自己資本利益率	8.5%	表記：8.5 scale 属性： <u>0</u>	データ： <u>8.5</u> decimals 属性：3
株価収益率	32.5 倍	表記：32.5 scale 属性： <u>-2</u>	データ： <u>0.325</u> decimals 属性：1

【図表 - 9】 scale 属性と decimals 属性との正しい組合せ

項目	あるべき数値	インライン XBRL scale 属性	XBRL インスタンス decimals 属性
資本金	800 百万円	表記：800 scale 属性：6	データ：800,000,000 decimals 属性：-6
自己資本利益率	8.5%	表記：8.5 scale 属性：-2	データ：0.085 decimals 属性：3
株価収益率	32.5 倍	表記：32.5 scale 属性：0	データ：32.5 decimals 属性：1

(誤りを発見又は回避する方法)

開示書類作成支援システムによっては、scale 属性及び decimals 属性の設定状況について確認可能なレポート等を出力することができる場合があり、これを目視により確認することになる。

インライン XBRL における sign 属性を誤るリスク

インライン XBRL では、マイナスの数値 (1,234) にタグを設定する場合、マイナス符号 (等) にはタグ設定を行わず、数値部分 (1,234) にのみタグ設定を行う必要がある。一方、XBRL インスタンスでは標準的な表記のマイナスの数値 (- 1,234) にそのままタグ設定がされている必要があるため、インライン XBRL のマイナスの数値タグには sign 属性を「 - 」として設定する必要がある。

EDINET タクソノミでは、財務諸表本表に表示される貸倒引当金、減価償却累計額等については、XBRL タクソノミのタグの貸借属性を借方 (debit) とし、インスタンス上の値をマイナス値として設定している。このような場合には、インライン XBRL では「 」及び数値をそれぞれ別にタグ付けし、sign 属性を“ - ”(マイナス) として設定する。一方、貸倒引当金と減価償却累計額を注記において開示する場合には、通常、正の値として開示される。そのため、注記での開示の場合にはインライン XBRL では「 」を付けないが、sign 属性を“ - ”として設定しなければならない。

【図表 - 10】は、減価償却累計額を注記で開示する場合にはプラスの値で表記されるためインライン XBRL の“ 535,872 ”(当連結会計年度) には「 」は付けないが、sign 属性を“ - ”と設定することにより XBRL データ上は、財務諸表本表に減価償却累計額を開示する場合と同じく“ -535,872 ”の値となるようにしなければならないことを示している。

【図表 -10】減価償却累計額を財務諸表本表又は注記において開示する場合の sign 属性

減価償却累計額を財務諸表本表において開示する場合の sign 属性		
	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	543,453	629,943
減価償却累計額	532,453	535,872
建物及び構築物 (純額)	11,000	94,071
	sign 属性 “ - ”	sign 属性 “ - ”
財務諸表本表では減価償却累計額に “ ” を付けた上で、 sign 属性も “ - ” として設定する。		
減価償却累計額を注記において開示する場合の sign 属性		
(連結貸借対照表関係)		
1 有形固定資産の減価償却累計額		
	前連結会計年度 (平成 25 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	532,453 百万円	535,872 百万円
	sign 属性 “ - ”	sign 属性 “ - ”
注記では減価償却累計額に “ ” は付かないが、sign 属性は “ - ” として設定する。		

(誤りを発見又は回避する方法)

開示書類作成支援システムによっては、sign 属性の設定状況について確認可能なレポート等を出力することができる場合があり、現状ではこれを目視により確認することになる。

タグの網羅性に関するリスク

インライン XBRL は、XHTML のタグに XBRL インスタンスを埋め込んでいるため、XBRL でタグ付けされたデータが表示されることになる。しかし、XBRL でタグ付けせずに、XHTML でテキストを記載することも技術的には可能である。これについては開示書類作成支援システムにおいて、表示されるデータには XBRL のタグを付けるように制御されているため、新 EDINET で表示される有価証券報告書等において開示すべきデータが全て表示されていれば、一部の例外を除いてタグ付けが漏れていることはない。

しかし、【図表 -11】の連結財務諸表の注記事項のうち、連結子会社の数のように、文章中に数値があり、その数値に対して詳細タグ付けが求められている場合には、当該数値データは新 EDINET での独立した表示の対象外であるため、有価証券報告書等を見るだけではタグ付け漏れを発見することはできない。

【図表 -11】文章中にある数値に対する詳細タグ付け

<p>【注記事項】</p> <p>(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>子会社のうち 120 社を連結の範囲に含めている。主要な連結子会社名については、「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載している。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>非連結子会社 20 社及び関連会社 50 社のうち、関連会社 49 社に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>主要な持分法適用会社名については、「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載している。</p>	<p>(詳細タグ)</p> <p>連結子会社の数</p> <p>(詳細タグ付けされた XBRL データ (イメージ))</p> <p>< 連結子会社の数 > 120 < /連結子会社の数 ></p> <p>(詳細タグ)</p> <p>持分法を適用した関連会社の数</p> <p>(詳細タグ付けされた XBRL データ (イメージ))</p> <p>< 持分法を適用した関連会社の数 > 49 < /持分法を適用した関連会社の数 ></p>
--	---

(誤りを発見又は回避する方法)

開示書類作成支援システムによっては、詳細タグが付いていない数値情報について、タグ設定画面やレポート等において非ハイライト表示となり、視覚的に確認が可能になっている場合がある。したがって、当該設定画面やレポート等を目視してタグの網羅性を確認することになる。

【図表 -12】 文章中にある数値に詳細タグ付けした画面と詳細タグ付けがない画面

詳細タグ付けした画面	詳細タグ付けがない画面
<p>【注記事項】</p> <p>(連結財務諸表作成のため、<u>詳細タグ付けあり</u>事項)</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>子会社のうち 120 社を連結の範囲に含めている。</p> <p>主要な連結子会社名については、「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載している。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する<u>詳細タグ付けあり</u>事項</p> <p>非連結子会社 20 社及び関連会社 50 社のうち、関連会社 49 社に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>主要な持分法適用会社名については、「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載している。</p>	<p>【注記事項】</p> <p>(連結財務諸表作成のため、<u>詳細タグ付けなし</u>事項)</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>子会社のうち 120 社を連結の範囲に含めている。</p> <p>主要な連結子会社名については、「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載している。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する<u>詳細タグ付けなし</u>事項</p> <p>非連結子会社 20 社及び関連会社 50 社のうち、関連会社 49 社に対する投資について、持分法を適用している。</p> <p>主要な持分法適用会社名については、「第 1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載している。</p>

タグの削除漏れのリスク

インライン XBRL では、前述のとおり、タグ付けされたデータを表示することになるが、タグ付けされたデータが空白の場合には、本来、XHTML において削除すべき XBRL タグが残っていても、有価証券報告書等を見るだけではタグの削除漏れを発見することはできない。【図表 -13】は、有価証券報告書の通常作成画面において「重要な収益及び費用の計上基準」を削除したにもかかわらず、タグの削除が漏れていたために、タグ表示画面において削除漏れのタグだけが表示されてしまった例である。

【図表 -13】「重要な収益及び費用の計上基準」タグの削除漏れのケース

有価証券報告書の通常作成画面	有価証券報告書のタグ表示画面
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>.....</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>重要な引当金の計上基準 [テキストブロック]</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき.....</p> <p>重要な収益及び費用の計上基準 [テキストブロック]</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 [テキストブロック]</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>

(誤りを発見又は回避する方法)

開示書類作成支援システムによっては、設定済みのタグについては画面又は出力レポート上でハイライト表示となる場合がある。そのため、当該画面又は出力レポート上で有価証券報告書を閲覧して、有価証券報告書の表記と無関係にタグが付いていないかを確認することになる。

監査報告書タグの妥当性に関するリスク

新 EDINET では、有価証券報告書等に添付される監査報告書も XBRL の対象範囲となる。監査報告書に設定されるタグは、連結財務諸表に対する監査報告書のタグ、個別財務諸表に対する監査報告書のタグ及び被合併会社の個別財務諸表に対する監査報告書の三つのタグが用意されている。それらのタグに監査報告書の内容を写しとして記述することになる。この監査報告書のタグの選択において、連結財務諸表と個別財務諸表の監査報告書のタグを付け間違える可能性がある。

【図表 -14】内閣府令タクソノミに設定されている監査報告書のタグ

企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式 有価証券報告書

様式ツリー-標準ラベル(日本語)	冗長ラベル(日本語)	標準ラベル(英語)	冗長ラベル(英語)
独立監査人の報告書	独立監査人の報告書 [目次項目]	Independent auditors' report	Independent auditors' report [heading]
独立監査人の報告書	独立監査人の報告書、連結 [テキストブロック]	Independent auditors' report	Independent auditors' report, Consolidated [text block]
独立監査人の報告書	独立監査人の報告書、個別 [テキストブロック]	Independent auditors' report	Independent auditors' report, Non-consolidated [text block]
独立監査人の報告書	独立監査人の報告書、個別、被合併会社 [テキストブロック]	Independent auditors' report	Independent auditors' report, Non-consolidated, Merged Company [text block]

出典：金融庁ウェブサイト (<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>)

「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「タクソノミ要素リスト」

【図表 -15】連結財務諸表と個別財務諸表の監査報告書のタグの付け間違えの例
(連結財務諸表の監査報告書)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書	
独立監査人の報告書、個別 [テキストブロック]	
株式会社 xxx 取締役会 御中	平成 26 年 6 月 xx 日
開示書類作成支援システムにおいて、「タグを表示する」設定をすることにより、どのようなタグが付けられているかを確認することができる(新 EDINET の画面では確認できない。) この例では「連結」のタグを使うべきところ、誤って「個別」のタグが付けられている。	

(個別財務諸表の監査報告書)

独立監査人の監査報告書	
独立監査人の報告書、連結 [テキストブロック]	
株式会社 xxx 取締役会 御中	平成 26 年 6 月 xx 日
この例では「個別」のタグを使うべきところ、誤って「連結」のタグが付けられている。	
xxx 監査法人	

(誤りを発見又は回避する方法)

監査報告書は監査人が作成してその原本を会社に提出しているが、新 EDINET で提出する監査報告書の写しについては、実務上、提出会社が作成して提出している。そのため、監査報告書のタグ付けも提出会社が実施することになる。しかし、新 EDINET で提出される監査報告書は、インターネットを通じて閲覧され、また XBRL データとしてダウンロードされて分析等に利用されることから、監査報告書のタグについては新 EDINET での提出前に監査人が確認することが適当である。

開示書類作成支援システムによっては、監査報告書に付けられているタグの日本語冗長ラベルを画面上で確認し、又はレポートとして出力して確認することが可能である。

標準タグを選択すべき箇所での不必要な拡張タグを作成するリスク

有価証券報告書等を XBRL データで作成する場合において、金融庁が公表している EDINET タクソノミの標準タグがあるときは開示項目に設定するか、提出会社固有の開示項目があり、EDINET タクソノミの標準タグに該当するタグがないときは、拡張

タグを作成し設定することになる。しかし、EDINET タクソノミの標準タグの検索が不十分だったため、本来は標準タグを使うべき開示項目の拡張タグを作成したり、標準タグに設定されている日本語の表示科目名が若干異なったり、英語の表示科目名が提出会社の英文アニュアルレポートと異なるなどの理由により、科目の有する意味は同一であるにもかかわらず、拡張タグを作成するリスクがある。

【図表 -16】は、EDINET タクソノミの標準タグとほぼ同じ名称の拡張タグを作成した事例である。

【図表 -16】 EDINET タクソノミの標準タグとほぼ同じ名称の拡張タグを作成したケース

新 EDINET での表示

XBRL タグ

【損益計算書】		(単位：百万円)		区分	選択すべき標準タグ
前連結会計年度		当連結会計年度			
(自 平成 24 年 4 月 1 日		(自 平成 25 年 4 月 1 日			
至 平成 25 年 3 月 31 日)		至 平成 26 年 3 月 31 日)			
売上高				標準	
商品売上高	9,500	8,500		標準	
製品売上高	32,000	36,000		標準	
売上高合計	41,500	44,500		標準	
売上原価				標準	
期首商品たな卸高	800	500		拡張	商品期首たな卸高
期首製品たな卸高	2,000	1,500		拡張	製品期首たな卸高
当期商品仕入高	5,000	5,000		標準	
当期製品製造原価	12,000	13,000		標準	
合計	19,800	20,000		標準	
期末商品たな卸高	500	600		拡張	商品期末たな卸高
期末製品たな卸高	1,500	2,000		拡張	製品期末たな卸高
他勘定振替高	200	200		標準	
売上原価合計	17,600	17,200		標準	

(解説) 上記では、期首商品たな卸高、期首製品たな卸高、期末商品たな卸高及び期末製品たな卸高を拡張タグで設定しているが、標準タグはそれぞれ期首又は期末と商品又は製品の単語の位置が前後しているだけであり、科目の意味は同一であると考えられる。したがって、この場合は標準タグを採用すべきと考えられる。

【図表 -17】 EDINET タクソノミと類似の拡張タグを作成した例

区分	拡張タグの科目名	類似する標準タグの科目名
貸借対照表項目	工事未払金等	工事未払金
	借地権他	借地権
	更生債権	破産更生債権等
	破産更生債権	破産更生債権等
	賃貸資産（純額）	貸与資産（純額）
	賃貸資産	貸与資産
損益計算書項目	製品及び商品期首たな卸高	商品及び製品期首たな卸高
	開業費	開業費償却
	給与及び手当	給料及び手当
	その他営業外費用	その他
	災害損失	災害による損失
	過年度法人税、住民税及び事業税	過年度法人税等
	法人税及び住民税	法人税、住民税及び事業税
キャッシュ・フロー計算書項目	固定資産売却益	固定資産売却損益（は益）
	固定資産売却損	固定資産売却損益（は益）
	売掛金の増減額（は増加）	売上債権の増減額（は増加）
	ポイント引当金の増加額	ポイント引当金の増減額（は減少）
	災害による損失	災害損失
	固定資産減損損失	減損損失
	資産除去債務会計基準適用による影響額	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額
	貸付金の実行による支出	貸付けによる支出

（解説）上記の中には、科目の意味を使い分けるために拡張タグを作成したケースもあると考えられるため、その場合には、実質的に科目の意味が標準タグと同一かどうかについては、慎重に判断することが求められる。

【図表 -18】標準タグの英語表示名と異なる英語名を付けるために拡張タグを作成した例

拡張タグ		標準タグ	
日本語	英語	日本語	英語
未成工事受入金	Advances from contracts in progress	未成工事受入金	Advances received on uncompleted construction contracts
未成工事支出金	Expenditure on contracts in progress	未成工事支出金	Costs on uncompleted construction contracts

(解説) 旧 EDINET では標準タグに設定されている英語の表示科目名の上書きは禁止されていたため、標準タグと英文アニュアルレポートの科目の英語表記が異なっていた場合に拡張タグを設定したと思われるケースがあった。しかし、金融庁ウェブサイト (<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>) 「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 5-2 英語ラベルの位置付け及び取扱い」によれば、新 EDINET では英語冗長ラベルを除き、必要に応じて標準タグの英語の表示科目名を上書きすることができるようになった。そのため、今後は英語表記を原因とした拡張タグの作成は発生しないと考えられる。

(誤りを発見又は回避する方法)

有価証券報告書の経理の状況以外については、おおむね、企業内容等の開示に関する内閣府令で定められている開示項目が使われているため、金融庁の EDINET タクソノミの標準タグが利用可能であり、拡張タグを作成する箇所は少ないと考えられる。

開示書類作成支援システムによっては、経理の状況以外について、有価証券報告書等に設定されているタグの日本語冗長ラベルを表示することで、開示項目に対してどのような標準タグが設定され、又は拡張タグが設定されているのかを画面上若しくは出力レポート上で目視により確認することができる場合がある。これにより、標準タグを選択すべき箇所 で 不必要な拡張タグを作成していないかを確認することになる。

一方、経理の状況に記載されている財務諸表(注記を含む。)については、会社固有の事情による多様性が存在するため、設定されているタグを見るだけでは、不要な拡張タグの作成を判断することは通常困難である。そのため、財務諸表のタグについては、提出会社が設定しているタグを金融庁の EDINET タクソノミと比較して、より適切なタグがないかを確認することになる。その場合、XBRL ツールがある場合には開示書類作成支援システムとは別に、XBRL ツールに EDINET タクソノミを読み込んで会社が設定している財務諸表のタグと EDINET タクソノミを比較することができる。XBRL ツールがない場合には、金融庁が公表している EDINET タクソノミに設定したタグの一覧である「タクソノミ要素リスト」及び「勘定科目リスト」をダウンロードして、会社が設定している財務諸表のタグと比較する。会社が設定している財務諸表のタグと EDINET タクソノミを比較するに際しては、金融庁ウェブサイト (<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>) 「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 7 Q & A」の「Q2. 財務諸表本表に使用したい勘定科目と類似する勘定科目はありますが、正確には名称が一致していません。どのように処理すべきでしょうか?」が判断基準となる。

インライン XBRL の表記と XBRL タグの表示ラベルが不一致となるリスク

新 EDINET では、インライン XBRL が採用されるが、インライン XBRL は XBRL タクソノミを参照しないため、タクソノミに設定されている表示ラベルとインライン XBRL の表記は自動的に一致しない。一方、金融庁の「報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン」では、「日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール」が定められているが、そのルールに準拠しない表記が設定されるおそれがある。

【図表 -19】日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール

No	ケース	ルール（上段）及び例外（下段）
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	<p>ラベルの上書きは不可とします。</p> <p>表示科目及びラベルは、限定的な例外を除き一致するようにします。</p> <p>次のケースにおいては、表示科目とラベルとの不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株主資本等変動計算書等における遡及処理の表記をする場合の純資産要素の表示科目とラベルとの不一致 前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	<p>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。原則として、表示科目とラベルとは、一致するようにします。</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においてはラベルの上書きを認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営指標等中の IFRS 又は US GAAP に係る要素。IFRS に係る要素の概念については IFRS タクソノミを参照 <p>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致 経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値（ ）」の標準ラベルとの不一致 セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致 前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合
3	ディメンションのメンバー要素	<p>ラベルの上書きは不可とします。</p> <p>「合計」、「小計」等、表示名称が用途別に変化する場合その他表示名称とラベルの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。</p>

No	ケース	ルール（上段）及び例外（下段）
		次のケースにおいては、表示名称とラベルを必ず一致させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告セグメントの名称（セグメント表上の報告セグメント以外の部分は含みません。） ・ 株主資本等変動計算書における純資産の内訳科目の名称
4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	記載内容と要素概念の一致を前提に、表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。ラベルを上書きし、一致させることも可能です。
5	用途別ラベル	EDINET タクソノミで必要な用途別ラベル（財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。）が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルロールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。

出典：金融庁ウェブサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>)

「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール」

（誤りを発見又は回避する方法）

開示書類作成支援システムによっては、インライン XBRL の開示科目の表記と XBRL タクソノミのラベルが不用意に異なったものにならないよう配慮がされている場合があるが、一般的に目視により確認することになる。インライン XBRL の開示科目の表記と XBRL タクソノミのラベルが異なる場合に、当該相違の一覧を出力することが可能であれば、当該一覧を目視により確認し、インライン XBRL の開示科目の表記と XBRL タクソノミのラベルの不一致を発見することができる。なお、財務諸表本表については開示書類作成支援システムにおいて、通常表記を変更できないように制御されているため、当該不一致は財務諸表本表以外で発生するおそれがある。

標準タグの英語ラベルを不適切に上書きするリスク

前述の【図表 -18】標準タグの英語表示名と異なる英語名を付けるために拡張タグを作成した例の（解説）に記載したとおり、新 EDINET から EDINET タクソノミの標準タグに設定されている英語ラベルについて、英語冗長ラベルを除き、必要に応じて標準タグの英語の表示科目名を上書きすることができるようになった。これにより、本来は変更すべきではない英語ラベルを不適切に上書きする可能性がある。

（誤りを発見又は回避する方法）

開示書類作成支援システムによっては、ラベルを上書きしたタグの一覧を出力することができる。当該一覧において標準タグの勘定科目の英語名称と上書きした英語ラベルを比較し、不適切な表現が使われていないかを確認する。

おわりに

XBRL データは監査の対象外であるが、新 EDINET でダウンロードされる有価証券報告書等に含まれる財務諸表は XBRL で作成されており、誤りのあるデータは利用者にとって不利益が生ずることになる。本研究報告を参考として、XBRL で作成された財務情報の信頼性を高めるため、XBRL データに対する監査又は保証についての議論が進展することを期待したい。

付録

付録A 新 EDINET での検索・分析機能の拡充

新 EDINET では、以下の機能が拡充された。

(1) EDINET 業種の廃止と東京証券取引所の「業種別株価指数」に用いられている 33 業種(東証 33 業種)の採用

旧 EDINET で開示書類を検索する場合には、提出会社の名称のほか、EDINET 固有の業種を選択して検索することができたが、当該 EDINET 固有の業種は廃止された。今後は東証 33 業種を用いて提出書類を検索することになる。

(2) 提出者の通称の追加

従来の提出者検索画面では、提出者の名称を一部分であっても正確に入力しなければならなかったが、今後は提出者が自ら通称を登録することができ、それによって新 EDINET でも提出者の通称を使って検索することができるようになった。

(3) 書類簡易検索の追加

旧 EDINET では、提出者検索、ファンド検索、提出書類検索、発行者検索、全文検索及び公告検索の六つの検索方法があったが、今後は書類詳細検索、全文検索及び公告閲覧の三つの検索方法に集約され、さらに、書類簡易検索が追加された。書類簡易検索では、簡易的な検索条件の追加により書類検索が可能である。

(4) 検索条件指定の高度化

新 EDINET では、検索条件指定時に様々な条件指定が可能となった。例えば、書類簡易検索及び全文検索では、複数条件を組み合わせる「AND 検索」、「OR 検索」及び「排他検索」を行うことができる。さらに、書類簡易検索画面では、検索するコード(EDINET コード、ファンドコード及び証券コード)及び名称において、検索条件の先頭にさらに「接頭辞」を付けて検索条件を限定することができる。

(5) 書類比較の導入

旧 EDINET では検索した提出会社の提出書類を閲覧するのみであったが、新 EDINET では、複数の会社の書類をまとめて閲覧する「書類比較」という機能が追加された。なお、書類比較において一度に選択可能な提出書類は、5 件までである。また、書類比較の対象書類は、新 EDINET タクソノミで提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書の XBRL データ及び各訂正書類に添付された XBRL データに限られる。

(6) XBRL から CSV への変換ツールの導入

新 EDINET では、XBRL から CSV への変換ツールが提供されている。XBRL データを表計算ソフトウェアで加工する場合には、新 EDINET から変換ツールをダウンロードし、XBRL データを CSV に変換して利用することができる。

付録B XBRLの対象となる開示書類

XBRLの対象となる開示書類は62様式となったが、その開示書類によって開示書類全体がXBRLになる場合(財務諸表本表なし。)、開示書類に含まれる財務諸表本表のみがXBRLになる場合、開示書類全体及び財務諸表本表の両方がXBRLになる場合に分類される。

分類	説明	【図表B-1】府令別XBRL対象表の「XBRL対象」欄の記載方法
開示書類全体がXBRLになる場合(財務諸表本表なし。)	「内閣府令タクソノミ」を使って開示書類全体をXBRL形式でタグ付けする。「財務諸表本表タクソノミ」は使用しない。	「全体」に「 」
開示書類に含まれる財務諸表本表のみがXBRLになる場合	「財務諸表本表タクソノミ」を使って財務諸表本表をXBRL形式でタグ付けする。「内閣府令タクソノミ」は使用しない。	「本表」に「 」
開示書類全体及び財務諸表本表の両方がXBRLになる場合	「内閣府令タクソノミ」と「財務諸表本表タクソノミ」を使って開示書類全体(財務諸表本表を含む。)をXBRL形式でタグ付けする。	「全体」及び「本表」に「 」

なお、いずれの場合にも、開示書類の提出者の基本情報に関する情報を保持するための「DEI(Document and Entity Information)タクソノミ」を使用する。

【図表 B - 1】府令別 XBRL 対象表
(開示府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	有価証券届出書	第二号様式	(通常方式)		
2	有価証券届出書	第二号の二様式	(組込方式)		
3	有価証券届出書	第二号の三様式	(参照様式)		
4	有価証券届出書	第二号の四様式	(新規公開時)		
5	有価証券届出書	第二号の五様式	(少額募集等)		
6	有価証券届出書	第二号の六様式	(組織再編成)		
7	有価証券届出書	第二号の七様式	(組織再編成・上場)		
8	有価証券報告書	第三号様式	(通常方式)		
9	有価証券報告書	第三号の二様式	(少額募集等)		
10	有価証券報告書	第四号様式	(法 24 条第 3 項に基づくもの)		
11	四半期報告書	第四号の三様式	-		
12	半期報告書	第五号様式	(通常方式)		
13	半期報告書	第五号の二様式	(少額募集等)		

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
14	臨時報告書	第五号の三様式	-		
15	有価証券届出書	第七号様式	外国会社(通常方式)		
16	有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社(組織再編成)		
17	有価証券報告書	第八号様式	外国会社		
18	有価証券報告書	第九号様式	外国会社		
19	四半期報告書	第九号の三様式	外国会社		
20	半期報告書	第十号様式	外国会社		
21	発行登録書	第十一号様式	(株券、社債券等)		
22	発行登録書	第十一号の二様式	(CP)		
23	発行登録書	第十一号の二の二様式	(短期社債)		
24	発行登録追補書類	第十二号様式	(株券、社債券等)		
25	発行登録追補書類	第十二号の二様式	(CP)		
26	自己株券買付状況報告書	第十七号様式	(法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの)		

日本基準の財務諸表本表に限る。

(特定有価証券開示府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
27	有価証券届出書	第四号様式	(内国投資信託受益証券)		
28	有価証券届出書	第四号の三様式	(内国投資証券)		
29	有価証券届出書	第四号の三の二様式	(組込方式・内国投資証券)		
30	有価証券届出書	第四号の三の三様式	(参照方式・内国投資証券)		
31	有価証券届出書	第五号の二様式	(内国資産流動化証券)		
32	有価証券届出書	第五号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		
33	有価証券届出書	第六号様式	(内国信託受益証券等)		
34	有価証券届出書	第六号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		
35	有価証券報告書	第七号様式	(内国投資信託受益証券)		
36	有価証券報告書	第七号の三様式	(内国投資証券)		
37	有価証券報告書	第八号の二様式	(内国資産流動化証券)		
38	有価証券報告書	第八号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
39	有価証券報告書	第九号様式	(内国信託受益証券等)		
40	有価証券報告書	第九号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		
41	半期報告書	第十号様式	(内国投資信託受益証券)		
42	半期報告書	第十号の三様式	(内国投資証券)		
43	半期報告書	第十一号の二様式	(内国資産流動化証券)		
44	半期報告書	第十一号の四様式	(内国資産信託流動化受益証券)		
45	半期報告書	第十二号様式	(内国信託受益証券等)		
46	半期報告書	第十二号の五様式	(内国所有証券投資事業権利等)		
47	発行登録書	第十五号様式	(内国投資証券)		
48	発行登録書	第十五号の三様式	(内国短期投資法人債)		
49	発行登録追補書類	第二十一号様式	(内国投資証券)		
50	臨時報告書	様式なし	(内国特定有価証券)		

(注) 外国特定有価証券は、XBRL の対象外である。

(他社株買付府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
51	公開買付届出書	第二号様式			
52	意見表明報告書	第四号様式			
53	公開買付撤回届出書	第五号様式			
54	公開買付報告書	第六号様式			
55	対質問回答報告書	第八号様式			

(自社株買付府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
56	公開買付届出書	第二号様式			
57	公開買付撤回届出書	第三号様式			
58	公開買付報告書	第四号様式			

(大量保有府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
59	大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む		
60	大量保有報告書	第一号及び第二号様式	短期大量譲渡		
61	大量保有報告書	第三号様式	特例対象株券等		

(内部統制府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
62	内部統制報告書	第一号様式			

出典：金融庁ウェブサイト (<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>)

「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「EDINET の概要説明 2-1 XBRL 対象範囲の拡大」

付録C 新 EDINET で提出される開示書類の適用時期

開示書類	適用時期	備考
有価証券届出書・有価証券報告書	平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから	有価証券届出書において、記載すべき財務諸表等がない場合は、平成 26 年 1 月 1 日以後に提出するものから
四半期報告書・半期報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に属する四半期又は半期に係るものから	-
臨時報告書・自己株券買付状況報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出するものから。なお、平成 25 年 9 月 17 日以後の提出から早期適用も可能	-
発行登録書・発行登録追補書類	平成 26 年 1 月 1 日以後提出するものから	発行登録追補書類は、あらかじめ提出した発行登録書と同じ形式により提出する。
公開買付届出書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出するものから。なお、平成 25 年 9 月 17 日以後の提出から早期適用も可能	-
意見表明報告書・公開買付撤回届出書・公開買付報告書・対質問回答報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出するものから。なお、平成 25 年 9 月 17 日以後の提出から早期適用も可能	それらに係る公開買付届出書と同じ形式により提出する。
大量保有報告書・変更報告書	平成 26 年 1 月 1 日以後提出するものから。なお、平成 25 年 9 月 17 日以後の提出から早期適用も可能	早期適用した大量保有報告書・変更報告書について、それらの変更報告書は同じ形式により提出する。
内部統制報告書	平成 25 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから。なお、平成 25 年 9 月 17 日以後の提出から早期適用も可能	-

出典：金融庁ウェブサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKW0EZ0015.html>)
「EDINET 総合ガイドライン」の「EDINET 概要書 4-3 XBRL 対象範囲拡大の適用時期」

付録D EDINETに関する関連法規

訂正報告書の自発的提出

金融商品取引法（抜粋）

（訂正届出書の自発的提出）

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十項の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたとときも、同様とする。

2 （略）

開示用電子情報処理組織の定義

金融商品取引法（抜粋）

（開示用電子情報処理組織の定義）

第二十七条の三十の二 この章において「開示用電子情報処理組織」とは、内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）と、第五条第一項（同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）第七條第一項（第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）第九條第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）第十條第一項（同項後段を除き、第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の七第三項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）第二十四条の六第二項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）第二十三条の三第一項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）第二十三条の四（第二十七条において準用する場合を含む。）第二十三条の七第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）第二十三条の九第一項（同項後段を除き、第二十七条において準用する場合を含む。）第二十三条の十第一項（同項後段を除き、同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）

及び第二十七条において準用する場合を含む。) 第二十四条の四の二第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第四項(これらの規定を第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十七条において準用する場合を含む。) 第二十四条の四の四第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。) 第二十四条の四の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。) 第二十四条の五第一項(同条第三項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。) 第二十四条の六第一項、第二十四条の七第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。) 第二十五条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。) 第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 第二十七条の八第一項から第四項まで(同項後段を除き、これらの規定を第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。) 第二十七条の十第一項若しくは第十一項、第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 第二十七条の十三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 第二十七条の二十三第一項、第二十七条の二十五第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の二十六各項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項(同項後段を除く。)若しくは第十条第一項(同項後段を除く。)の規定による手続(これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「電子開示手続」という。)又は第四条第六項(第二十三条の八第四項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは第二十七条の五第二号の規定による手続その他政令で定める手続(これらの手続により書類を提出する場合に添付しなければならないものの提出を含む。以下この章において「任意電子開示手続」という。)を行う者の使用に係る入出力装置並びに金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

電子開示手続の開示用電子情報処理組織の使用

金融商品取引法(抜粋)

(電子開示手続の開示用電子情報処理組織の使用)

第二十七条の三十の三 電子開示手続を行う者は、政令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 任意電子開示手続を行う者は、政令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3～5 (略)

開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧

金融商品取引法（抜粋）

（開示用電子情報処理組織を使用して手続が行われた場合の公衆縦覧）

第二十七条の三十の七 内閣総理大臣は、電子開示手続又は任意電子開示手続が開示用電子情報処理組織を使用して行われた場合（磁気ディスクの提出によりこれらの手続が行われた場合を含む。）には、政令で定めるところにより、第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）第二十七条の十四第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類についてファイルに記録されている事項（第二十五条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第三項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しないものとされている部分及び特定部分を除く。）又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2～5 （略）

開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電子開示手続の方法等

金融商品取引法施行令（抜粋）

（開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電子開示手続の方法等）

第十四条の十 法第二十七条の三十の三第一項又は第二項の規定により開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う者は、内閣府令で定めるところにより、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2 （略）

金融商品取引法施行令第14条の12

金融商品取引法施行令（抜粋）

（金融庁長官の公衆縦覧の方法）

第十四条の十二 金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法第二十七条の三十の七第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

金融商品取引法施行令第14条の10第1項の規定に基づき、入出力装置の技術的基準を定める件

金融庁公示第四十六号（抜粋）

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十第一項の規定に基づき、入出力装置の技術的基準を次のように定める。

平成二十五年八月二十日

金融庁長官 畑中龍太郎

開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができる機能を備えたものとする。

- 1 別表第一の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（当該様式により作成する書類の訂正に係る書類を除き、法第九十三条の二第一項に規定する監査証明を添付する場合は、当該監査証明に係る書類を含む。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）に基づき提出する臨時報告書（法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。以下同じ。）（当該臨時報告書の訂正に係る書類を除く。）を提出する場合次に掲げる全ての基準

イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格C S S二・一仕様書に適合するもの

ロ 拡張可能な事業報告言語（X B R L二・一及びI n l i n e X B R L一・〇）に適合するもの

- 2 別表第一の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するものの訂正に係る書類（法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書を除く。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に基づき提出する臨時報告書の訂正に係る書類並びに別表第二の書類の欄に掲げる書類であって、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するものを提出する場合次に掲げる全ての基準

イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格H T M L四・〇一仕様書、X H T M L一・〇仕様書又はX H T M L一・一仕様書に適合するもの

ロ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格C S S二・一仕様書に適合するもの

ハ 拡張可能な事業報告言語（X B R L二・一及びI n l i n e X B R L一・〇）に適合するもの

- 3 前二号に掲げる場合以外の場合次に掲げる全ての基準

イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格H T M L四・〇一仕様書、X H T M L一・〇仕様書又はX H T M L一・一仕様書に適合するもの

ロ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格C S S二・一仕様書に適合するもの

附則

- 1 金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十年金融庁告示第二十六号）は廃止する。
- 2 この告示は、附則別表第一の書類及び様式の欄に掲げる書類及び様式ごとに、同表の適用対象の欄に定めるもの及びその訂正に係る書類について適用し、当該欄に定めのないもの及びその訂正に係る

る書類については、なお従前の例による。ただし、同表の書類の欄に掲げる有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。）のうち同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（同表の適用対象の欄に定めのないものに限る。）に係る法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（平成二十五年十二月三十一日以後に終了する特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る有価証券報告書（当該特定期間が六月を超えないものに限る。）の提出後、遅滞なく提出するものに限る。）については、前項の規定による廃止前の金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件第一項第二号の基準を適用する。

- 3 附則別表第二の書類の欄に掲げる書類のうち、平成二十五年九月十七日以後に提出するものについては、この告示を適用することができる。
- 4 前項の規定によりこの告示を適用して提出した書類の訂正に係る書類については、この告示を適用する。
- 5 附則第三項の規定によりこの告示を適用して提出した公開買付届出書（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）に係る公開買付撤回届出書（法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付撤回届出書をいう。）公開買付報告書（法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付報告書をいう。）及び対質問回答報告書（法第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書をいう。附則別表第一及び附則別表第二において同じ。）については、この告示を適用する。
- 6 附則第三項の規定によりこの告示を適用して提出した大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。附則別表第一及び附則別表第二において同じ。）又は変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。以下この項及び附則別表第一並びに附則別表第二において同じ。）に係る変更報告書については、この告示を適用する。

附則別表第一

（略）

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について
（金融庁総務企画局。平成 25 年 8 月 20 日最終改正）

電子開示手続等ガイドライン

このガイドラインは、電子開示手続又は任意電子開示手続について、開示用電子情報処理組織を使用して行う場合又は磁気ディスク（「金融商品取引法施行令第十四条の十一第二項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成十六年金融庁告示第三十四号）」に定める基準に適合する磁気ディスクをいう。以下同じ。）の提出により行う場合の留意事項（制定・発出時点において最適と考えら

れる法令解釈・運用等)を示したものであり、電子開示手続又は任意電子開示手続に関する一般的な留意事項については、それぞれの手続に関するガイドラインを参照するものとする。

A (略)

B 個別ガイドライン(操作説明書)

基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。

EDINET 概要書

書類提出操作ガイド 各種

提出書類ファイル仕様書

提出者別タクソノミ作成ガイドライン

報告書インスタンス作成ガイドライン

報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン

バリデーションガイドライン

付録E 用語集

用語	定義
タクソノミ	タクソノミスキーマとリンクベースによって構成され、インスタンス文書に登場する項目の内容・構造・扱われ方などを定義する（一般的には、財務諸表等の様式に関する電子的なひな型、項目辞書体系と考えると理解しやすい。）
タクソノミスキーマ	XML Schema 規格に準拠し、インスタンス文書の語彙（要素、各種属性）に関する詳細を定義するファイルである。語彙は、タクソノミスキーマの名前空間と要素名で特定される。 通常 XML Schema 規格に基づき構成されたスキーマでは、要素定義に加え要素間の親子関係を静的に事前定義するが、XBRL 2.1 仕様ではタクソノミスキーマでは要素定義のみを行い、後述する XLink 規格に基づくリンクベースに関係定義を分離している。このメカニズムにより、親子関係以外にも関係を多重化した複雑な構造を表現することができ、また、関係を動的に事後定義することができるため、高度な拡張可能性を有している。
要素 (Element)	XML 規格に基づく用語であって、「<要素名></要素名>」という「タグ」と呼ばれる領域で表現されるデータである。一般的には前者が開始タグ、後者が終了タグと呼称され、開始タグの中は<要素名 属性名="属性値">という形式で属性と呼ばれる付加情報を付与することができる。使用可能な要素名はタクソノミスキーマにて定義される。また、要素の中に要素を入れ子にすることで、階層データ構造を構成することができる。
属性 (Attribute)	XML 規格に基づく用語であって、要素に付与される付加的な情報である。属性名="属性値"という書式で記述する。属性は入れ子にすることができない。
リンクベース	XBRL2.1 仕様では、タクソノミスキーマで定義された語彙に対して、各語彙間の関係（表示順序や計算方法）や、各語彙に対する追加情報（ラベル、参考文献の定義）などがリンク情報として、XLink 規格の外部リンク機能を利用して表現されるが、このリンク情報を集めたファイルのことをリンクベースと呼称する（一般的には、リンクに関するデータベースと考えると理解しやすい。） リンクベースは、拡張リンクの集合で構成され、XBRL 2.1 仕様における拡張リンクは表示リンク、計算リンク、定義リンク、名称リンク、参照リンク、フットノートリンクで構成される。
拡張リンク	リンクベースを構成する基本的な単位で、配下のリンク情報の構成要素を取りまとめる格納容器の役割を果たす。リンク情報の構成要素として、代表的には、ロケータ、アーク、資源（リソース）が存在する。
拡張リンクロール(ELR)	拡張リンクの役割である。例えば、拡張リンクに「貸借対照表」という役割を付与し、貸借対照表を表現するために必要なロケータ、アーク、資源が格納されることになる。

用語	定義
ロケータ	XLink 規格では関係性の定義を外部分離することになっているため、外部ファイルであるリンクベースからリンク元を参照するための位置指定子が必要となる。当該指定子のことをロケータと呼称する。
資源(リソース)	コンピュータ用語であるが、主対象物(語彙、アイテム等)に付随して記憶されるデータのことである。
アーク	拡張リンク内において、主たる登場人物であるロケータとロケータ又はロケータと資源の関連付け情報のことをアークと呼称する。
アークロール	アークの役割である。ロケータとロケータ又はロケータと資源の関連付け情報の目的が異なることが一般的であるため、これを区別するために付与される。
関係リンク	拡張リンクの形態の一種で、語彙を参照するロケータ同士をアークで接続する形態をとるリンクである。つまり、語彙と語彙の間の何らかの関係を表現する。表示リンク、計算リンク、定義リンクが該当する。
表示リンク	関係リンクの一種で、語彙間の表示順を表示アークにて定義する。
計算リンク	関係リンクの一種で、数値型語彙間の重み付き加算式を計算アークにて定義する。
定義リンク	関係リンクの一種で、語彙間の意味的な関係を定義アークにて定義する。XBRL 拡張仕様である Dimensions 仕様では、この Dimension に関する情報の格納場所として定義リンクを使用する。
資源リンク	拡張リンクの形態の一種で、語彙(又はアイテム)を参照するロケータと何らかの資源情報(ラベル、参考文献等)を接続する形態をとるリンクである。すなわち、語彙(又はアイテム)と資源の間の何らかの関係を表現する。名称リンク、参照リンク、フットノートリンクが該当する。
名称リンク	資源リンクの一種で、語彙の表示名称(ラベル)を定義する(日本語・英語・中国語など様々な言語で定義可能)。
参照リンク	資源リンクの一種で、語彙の参考文献(会計概念定義の根拠になっている文献)を定義する。
フットノートリンク	資源リンクの一種で、アイテムに関する脚注情報を定義する。フットノートリンクのみ他の資源リンクと異なり、インスタンス文書内のアイテムと資源情報の関係を定義する。
インスタンス(文書)	財務諸表の金額データ等を実際を含む、XML 形式のデータファイルである。主にアイテム、コンテキスト、単位、フットノートリンクで構成される。
アイテム(Item)	金額型、文字列型等、タクソノミスキーマにおける定義内容を充足する形式で表現された実体データである(例えば、売上高という要素定義に対する、1,000億円という実体データ)。コンテキスト、単位、フットノートリンクによって実体データの意味がより詳細に修飾される。

用語	定義
コンテキスト(Context)	<p>期間(2010年4月1日から2011年3月31日まで)・時点(2011年3月31日)、企業識別コード(EDINETコード)など、インスタンス文書が流通した際にアイテムを意味のあるデータとして解釈するために必要な文脈(コンテキスト)データである。XBRL2.1仕様により、アイテムは必ずコンテキストを参照しなければならない。</p> <p>また、XBRL拡張仕様であるDimensions仕様では、コンテキスト内のセグメント又はシナリオという区分を利用し、ディメンションに関する情報を格納することになっている。</p>
単位(Unit)	<p>アイテムが数値型であった場合、当該アイテム値の測定単位を表すデータである(例えば、日本円(JPY))。XBRL2.1仕様により、アイテムが数値型の場合には、必ず単位を参照しなければならない。</p>
インスタンス値	<p>インスタンス文書に記載される実データのことであり、例えば、財務諸表等では、対象年度、金額単位、金額、脚注番号などである。</p>
デシマル値	<p>decimals属性は正の数と負の数を持ち、それぞれ小数点から数えた桁の有効桁数を指定する。例えば、decimals属性を3とした場合、1234.56789は、小数点以下3位までの1234.567までが信頼できるという意味になる。また、decimals属性を-3とした場合は、1234.56789は、左から数えて1桁目の1までが信頼できるという意味になる。したがって、1234.56789と1000.00000は、同じ信頼度の数値ということができる。なお、有効桁数から外れた数値に対しては有効桁数の数値に対して切捨て、切上げ、四捨五入などの複数の解釈ができることに注意する必要がある。</p>
冗長ラベル	<p>タクソノミ上で要素名が重複しないために設定される名称で、例えば、区分が流動資産の繰延税金資産の冗長ラベルは、「繰延税金資産、流動資産」(DeferredTaxAssetsCA)と設定する。</p>
識別子	<p>プログラムの中で、変数や関数などの名前、インターネットにおけるドメイン名やIPアドレスなどのことである。XBRLでは、EDINETタクソノミの各科目に設定されている一意の名前で、例えば、「現金及び預金」は、jpfr-t-cte_CashAndDepositsとなっている。</p>
HTML	<p>Hyper Text Markup Language(ハイパー・テキスト・マークアップ言語)の略で、ウェブサイトを作成するときなどに利用されるコンピュータ言語(データ記述言語)である。タグによって値(数値、文字列)の位置、大きさ、書式、色等を記述することができる。WWWコンソーシアム(W3C)が仕様を策定している。</p>
XHTML	<p>Extensible HyperText Markup Languageの略である。ウェブページを記述するために使われるHTMLを、XMLの文法で定義し直したコンピュータ言語(デ</p>

用語	定義
インライン XBRL	ータ記述言語)である。WWW コンソーシアム (W3C) が仕様を策定している。インスタンスの情報を XHTML に埋め込むための XBRL の拡張仕様である。インライン XBRL はウェブブラウザで閲覧することができ、さらに埋め込まれたインスタンスの情報をコンピュータでデータ処理することができる。
ディメンション	表形式のような複数の軸をもつデータモデルを標準化するための XBRL の技術仕様である。ディメンションはタクソノミで設定され、インスタンスのコンテキストを制御することができる。
詳細タグ	一般的に詳細な粒度の概念で定義されたタグを詳細タグという。文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグは、詳細タグに該当する。
包括タグ	一般的に文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグを包括タグという。包括タグは、テキストブロック要素である。なお、テキストブロックの粒度には様々なレベルがあり、ある程度詳細なイメージのものもある。

出典:金融庁ウェブサイト(<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/EKWOEZ0015.html>)
「XBRL 関連ガイドライン・サンプル類」の「EDINET タクソノミの概要説明 1-4-1
インライン XBRL のタグ付け方法」

以 上